

島根県報

号外第一一九号

平成十四年十一月二十七日

(金曜日)

規則
目次

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一一〇号）

一 規則の概要

公共事業の用等に供するため収用等された家屋に代わるものとして取得された家屋に係る不動産取得税の減額の算定に用いる表を改めることとした。（別表関係）

二 施行期日

平成十五年一月一日から施行することとした。

規則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月二十七日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第百十号
島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和五十一年島根県規則第十六号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

平成十四年十二月二十七日発行

発行者

島

根

県

印鑑行
刷所
松江市
学園南町
松島陽根
印刷所
所

定価一箇月

金一千四百二十円
(送料共)

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附則

毎週火・金曜日発行

別表(第43条関係)

被収用家屋等又は被損失補償家屋の種類			被収用日等又は損失補償契約日			
			平成6年 1月1日 から平成 8年12月 31日まで	平成9年 1月1日 から平成 11年12月 31日まで	平成12年 1月1日 から平成 14年12月 31日まで	平成15年 1月1日 から平成 17年12月 31日まで
木造建物	専用住宅用建物	木質系プレハブ	円 77,719	円 71,226	円 73,004	円 70,084
		その他	平屋建	90,140	85,854	90,566
		二階建	83,954	79,677	83,969	80,610
	共同住宅用建物		75,812	72,241	77,266	74,175
	併用住宅用建物		72,867	73,531	72,777	69,866
	事務所用建物		63,265	64,348	69,046	66,284
	店舗用建物		64,939	63,902	72,513	69,612
	倉庫用建物		30,461	25,492	28,759	27,609
	附属家用建物		42,669	39,938	39,996	38,396
	簡易附属家用建物		25,210	23,844	32,401	31,105
非木造建物	住宅アパート用建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	136,264	128,781	132,901	127,585
		鉄筋コンクリート造	110,310	123,741	117,027	112,346
		鉄骨造	94,119	116,721	103,739	99,589
		軽量鉄骨造	74,568	73,278	74,377	71,402
	銀行病院ホテル用建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	190,785	178,993	171,833	164,960
		鉄筋コンクリート造	149,621	156,242	144,668	138,881
		鉄骨造	115,907	130,936	129,489	124,309
	事務所店舗百貨店用建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	151,747	171,265	172,181	165,294
		鉄筋コンクリート造	140,693	118,083	130,667	125,440
		鉄骨造	100,781	95,048	96,631	92,766
		軽量鉄骨造	47,977	58,656	60,133	57,728
		工場倉庫用建物	67,998	88,404	73,714	70,765
	コンクリートブロック造	鉄骨造	55,570	55,311	54,587	52,404
		軽量鉄骨造	32,166	27,080	29,255	28,085
		コンクリートブロック造	53,050	70,746	66,848	64,174